

第6章 計画の推進に当たって

1 計画の推進体制

(1) 市内の推進体制

本計画は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、福祉、保健、医療の各分野はもとより、文化、生涯学習、スポーツ、生活空間などの総合的な見地からも推進を図っていくことが肝要であり、福祉保健部を中心に関係各部局との連携を図ってまいります。

(2) 協働体制

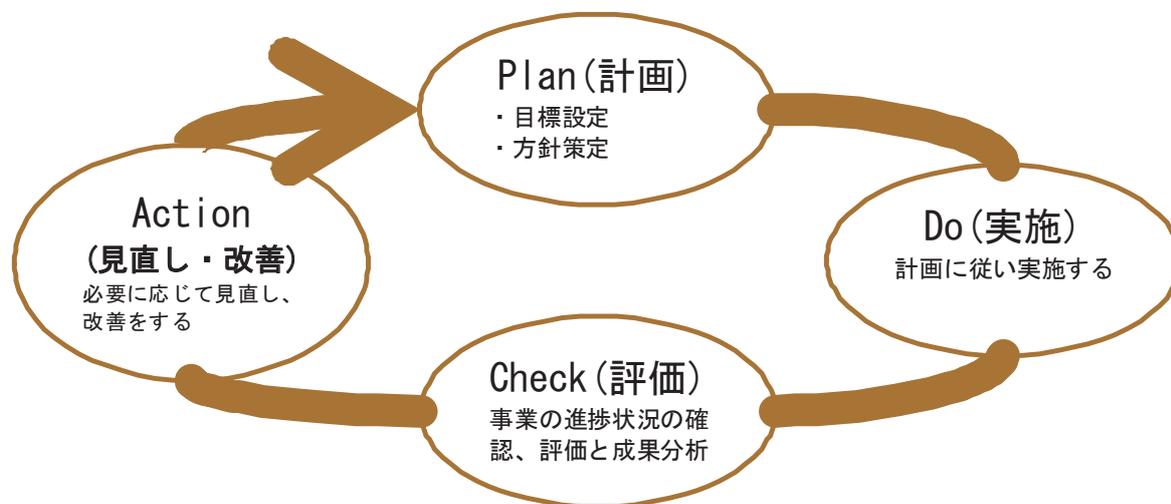
本計画は、市の行政計画であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができ、また、「地域包括ケアシステム」を充実させていくとともに、医療や保健、介護のみならず、様々なサービスが日常的に適切に提供することができるよう、市民をはじめとして、サービス提供事業者や関係機関等の地域における様々な活動主体の協働による計画の推進を目指します。

(3) 国等との連携

計画の推進に当たっては、国等の施策の動向を注視するとともに、必要に応じ、秋田県や周辺市町村と情報交換を行い、広域的な調整、課題の解決に努めるなど連携を図ってまいります。

2 計画の進行管理

本計画を適切に推進していくため、次表に記載のとおりP D C Aサイクルに基づく評価、見直しを行っていきます。



(1) 進捗状況の把握および評価

本計画の進捗管理に当たっては、高齢者プランについては、「秋田市社会福祉審議会高齢者専門分科会」が、介護保険事業計画については「秋田市介護保険運営協議会」が検討を行い、さらに「秋田市地域包括支援センター運営協議会」、「秋田市高齢者虐待防止連絡協議会」、「秋田市地域密着型サービス運営協議会」等においても適宜検討を行うことで、進捗管理、評価、成果分析などを実施していきます。

(2) 計画の見直し

本計画については、計画期間内に十分な成果を挙げることができるよう、計画の進捗状況について、評価を行い、成果の分析を行うこととし、計画の最終年度には、次期計画策定に当たって、社会情勢の変化や期間内に聴取した意見、提言も取り入れた上で、必要な見直しを行ってまいります。